

## 栃木市運賃協議会部会の設置について

### 1. 背景

従来ふれあいバス及び蔵タクの運賃等に関する国への届出に際しては、栃木市地域公共交通会議において協議を行っていました。

道路運送法の一部改正に伴い、令和5年10月1日以降は、

- ① 運賃等に関する協議は、地域公共交通会議とは別の協議会において実施すること
- ② 運賃等の協議の際は、公聴会の開催等により住民等の意見を聞く機会を設けること

となりました。

### 2. 運賃協議部会の設置

栃木市地域公共交通会議の分科会として、令和6年9月1日より運賃協議部会を設置します。

### 3. 運賃協議部会の委員構成

委員は4名とします。No.2以外は地域公共交通会議委員と兼務とします。

No.	道路運送法の区分	地域公共交通会議の委員区分	委員
1	市区町村	8号委員	栃木市生活環境部（会長）
2	一般乗用旅客自動車運送事業者	—	協議する運賃を運行する運行事業者
3	地方運輸局長	4号委員	関東運輸局栃木運輸支局
4	住民代表	1号委員	住民代表から1名

### 4. 運賃協議部会の流れ

- ① 公聴会の開催等により、運賃等について住民等の意見聴取を行う。
- ② 住民等の意見を踏まえ、運賃協議部会において運賃等を協議する。運行事業者が複数ある場合は、運行事業者ごとに協議する。
- ③ 運賃協議会の会長は、運賃協議会における協議の経過及び結果を地域公共交通会議内で会長に報告する。
- ④ 運行事業者が運賃等を栃木運輸支局に届出する。

## 5. 住民等の意見聴取の方法

### ① 意見募集の方法

市ホームページへの掲載

### ② 意見募集の期間

公表の日から2週間

### ③ 意見の提出方法

交通防犯課へ書面の提出・郵便・ファクシミリ・電子メール